

安全保障関連法案の徹底審議を求める意見書

日本国憲法は、過去の悲惨な侵略戦争と軍国主義政治を反省し、平和と民主主義を願う人々の切実な声を基礎にして生まれました。その根幹をなす第9条のもとで、戦後日本の安全保障政策は専守防衛を基本としてきました。

戦後70年を迎えることし、政府が国会に提出した安全保障関連法案は、我が国が武力をもって攻められていないのに他国の武力行使に参加し、また、自衛隊をいつでも海外に派遣できる内容のものであり、専守防衛を基本とした戦後日本の安全保障政策を根本的に変えるものです。

このことについて、国民の多くは日本が戦争に巻き込まれるのではないかと、自衛隊員が他国の人を殺したり、あるいは殺されたりするのではないかと不安を持ち、危惧の念を示しています。それは各種の世論調査を見れば明らかです。

東日本大震災の際に、救助、救援に活動した若い自衛隊員に感謝する被災地の市民として、海外での武力行使に自衛隊が派遣され、他国との武力行使に巻き込まれることには反対です。

このため、国民の多くが心配する「国際平和支援法」並びに「平和安全法制整備法」の2法案について、多数の力で成立を急ぐことなく、国民の理解が得られるよう誠実で丁寧な説明を行い、国会において慎重かつ徹底した審議を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月19日

名取市議会議長 山口 實

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿